

政務活動費 領収書等
(平成30年度)

※平成30年11月
平成31年～3月

会派名 公明党

領 収 証

No. 003572

亀山市議会 公明党 様

平成 30 年 12 月 6 日

金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	6	8	0	0

上記の金額領収致しました 但 ファイル代 77840

現金		
小切手		
手形		
消費税		

事務用品
学校設備品

フ ジ ヤ

伊 藤 和 郎

〒519-0126
亀山市東丸町517-2
☎ (0595) 82-0917 (代)
FAX (0595) 83-0055

〒513-0826
鈴鹿市住吉二丁目13-25
☎ (059) 378-7675
FAX (059) 378-7675

収入印紙

係 印

中部印 726 S 別

領収証

市議公明党様 No.

金額

				¥	1	341	
--	--	--	--	---	---	-----	--

但 お振込

H31年 1月 24日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	0
小切手	/
手形	/
消費税額 (%)	



収入印紙

〒519-0155 三重県亀山市御幸町174-6

三重茶農業協同組合

直売所 茶 気 茶 気

TEL 0595-82-0429 FAX 0595-82-3738



3

様式第1号 (第2条関係)

調査研究旅行届

平成31年1月28日

亀山市議会議長 小坂 直親 様

会 派 名	公 明 党				
代 表 者 名	森 美和子 				
参 加 議 員 名	森 美和子				
調 査 日	調 査 先	調 査 目 的			
平成31年1月25日	兵庫県明石市	「障がい者への合理的配慮に対する助成制度」について			
行 程	路線	運賃 (円)	特別料金 (円)	日当 (円)	日帰り日当 (円)
日当				2,800	
亀山⇔明石	J R	3,020円×2 =6,040			
計		6,040		2,800	
概 算 額	日当 2,800円 鉄道運賃 6,040円				
合 計 額	8,840円				
精 算 額	日当 2,800円 鉄道運賃 6,040円 【合計】 8,840円 【返納額】 0円				



政務活動費旅費計算表

会 派 名	公 明 党				
代 表 者 名	森 美和子 XXXXXXXXXX				
参 加 議 員 名	森 美和子 新 秀 隆				
研修日	出張地名	研 修 目 的			
2月8日~10日	滋賀県大津市	アメニティフォーラム23			
行 程	路 線	運 賃 (円)	特別料金 (円)	日 当 (円)	宿泊料 (円)
亀 山 ⇔ 大 津				2,800円×3日 =8,400円	13,000円× 2日 =26,000円
車 賃					
合 計 額	34,400円				
車 利 用	車 賃	23円×141km=3,243円			
	高 速 代				
合 計 額	34,400円×2人+3,243円=72,043円				
参 加 費	20,000円×2人=40,000円				
振 込 手 数 料					

6

様式第1号 (第2条関係)

調査研究旅行届

平成31年2月14日

亀山市議会議長 小坂 直親 様

会 派 名	公 明 党			
代 表 者 名	森 美和子			
参 加 議 員 名	森 美和子			
調 査 日	調 査 先	調 査 目 的		
平成31年2月13日	大阪府寝屋川市	「寝屋川市養育支援訪問育児援助・家事援助事業」について		
行 程	路線	車賃 (円)	日当 (円)	日帰り日当 (円)
日当 (1日2,800円)			2,800	
亀山⇄寝屋川		23円×210km=4,830円		
計		4,830	2,800	
概 算 額	日当 2,800円 車賃 4,830円			
合 計 額	7,630円			
精 算 額	日当 2,800円 車賃 4,830円			
	【合計】 7,630円		【返納額】 0円	



8

納入通知書兼領収書

〒 519-0195

亀山市本丸町 5 7 7 番地

亀山市議会 公明党 代表 森 美和子

様

平成30年度	現年	通知書番号
担当		111077
議会事務局議事調査課議事調査グループ		

金額 10,000 円

摘要 議会タブレット端末通信費負担金 (公明党 1,000円×2人×5箇月)

- 会計 01 一般会計
- 款 20 諸収入
- 項 04 雑入
- 目 01 雑入
- 節 01 議会費雑入
- 細節 02 議会タブレット端末通信費負担金

摘要 00

上記の金額を納期限までに
納入してください。

亀山市長
 櫻井 義之



上記の金額を領収しました。

領収日付印

亀山市指定金融機関等



(納入者保管)